

【E14】 経済的所有権に基づくフィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要 ¹	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>フィナンシャル・リースは、リース対象の資産の法的所有者としての賃貸人が、賃借人に経済的所有権を引き渡し、そのため賃借人がリスクを引き受け、当該資産を生産活動で使用することによって経済的な利益を享受するもので、同リースの下では、当該資産は経済的所有者である賃借人の貸借対照表に計上される。</u> それに対応する貸付は、賃貸人の金融資産、賃借人の負債として計上される。同リースの下での支払は、サービス支払ではなく、利子の支払及び元本の返済として扱う。また、賃貸人が金融機関の場合は FISIM を記録²する。 ・ <u>オペレーティング・リースは、リース対象である資産の経済的所有者かつ法的所有者である賃貸人がリスクを引き受け、当該資産を生産活動で使用することによって経済的な利益を受けるもので、同リースの下では、当該資産は経済的所有者である賃貸人の貸借対照表に計上される。</u> 同リースの下でなされる支払は、レンタル(賃貸サービス料)と呼ばれ、サービスに対する支払として記録する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>フィナンシャル・リースは、リース対象の資産の所有権に付帯する全てのリスクと利益を当該資産の使用者に移転することを意図したリースである。</u> フィナンシャル・リースの下で取得された資産は、賃借人の資産として取り扱う。他方、賃貸人は貸付に相当する同額の金融資産を保有すると記録する。同リースの下での支払は、利子支払と元本の返済に分割される。 ・ <u>オペレーティング・リースは、リース対象の資産を予想耐用年数よりも短い特定期間で賃貸する活動をいう³。</u> オペレーティング・リースの下での支払は、サービス支払として記録する (リース対象の資産は、賃貸人の資産として扱う)。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・ フィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別について、1993SNA でもそれぞれ異なる記録方法を提示していたが、2008SNA では「経済的所有権」の基準を導入することにより、これを明確化。この明確化された指針に従い、両リースを区別し、各勘定の記録を行う。

② 主要計数への影響 (概念上)

- ・ GDP の増減要因⁴

¹ 2008SNA マニュアルにおいては、フィナンシャル・リース、オペレーティング・リースのほか、土地等の自然資源の貸借については「資源リース」が位置付けられ、その賃貸借料は財産所得の「賃貸料」として記録することとされている。詳細は D16 の項参照。

² フィナンシャル・リースの下での支払は、利子と元本返済に分かれるが、貸手が金融機関の場合は、前者がさらに FISIM に係るサービス支払と利子支払に分かれて記録される。1993SNA においては、リースの FISIM について明確な記述はない。

³ 2008SNA の Annex3 においては、「1993SNA ではフィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別は単にリースの期間に基づくものと解釈されていた」とある。

⁴ ①リースの借手が市場生産者のみの場合：明確化された基準に基づき、従来オペレーティング・リースだったものがフィナンシャル・リースと扱われれば、貸手の産出額（賃貸サービス料収入）が減少し、借手の中間投入（賃貸サービス料支払）が同額減少するなど、経済活動別付加価値は変化する一方で一国の GDP には影響がない。

②リースの借手に非市場生産者（例えば政府）が含まれる場合：従来オペレーティング・リースだったものが

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、リースの取扱いは以下のとおり。
- ① 金融勘定においては、資金循環統計に合わせてフィナンシャル・リースを金融取引として認識している。貸手側のリース会社は金融機関として扱い、リースに係る債権は割賦債権⁵の内数として計上されている。借手側にはリースに係る債務が割賦負債の内数として計上されている。
- ② 実物勘定においては、リース会社は非金融法人企業（物品賃貸業）として扱われ、フィナンシャル・リースとオペレーティング・リースを区別していない。また、リース料は物品賃貸サービスに対する受払いとして計上している。
なお、フィナンシャル・リース取引に係る利子の受払いは、財産所得に包含される形で推計している。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方（案）
- <●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>
 - ・金融勘定においては、2. のとおり、基礎統計である資金循環統計と整合的に、既にフィナンシャル・リースを金融取引としてとらえて記録しており、引き続き同様の方針とする。
 - ・他方、実物面では、産業連関表を含む各種基礎統計において、フィナンシャル・リースがオペレーティング・リースと区別されていないなど、基礎データに制約があることから本勧告に対応することは引き続き困難である。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・平成 17 年産業連関表においては、日本標準産業分類に基づき、オペレーティング・リース、フィナンシャル・リースを区別せずに物品賃貸業に計上している（レンタル含む。平成 23 年産業連関表でも同様の扱いとなる）。
- ・資金循環統計においては、フィナンシャル・リースを金融取引とみなし、貸手側は「ファイナンス会社」部門の「割賦債権」（資産）に、借手側は主に非金融法人企業部門の「割賦債権」（負債）に計上している⁶。

<諸外国の導入状況>

- ・オーストラリア
フィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別を行っている（具体的には、主に銀行の貸出にリース貸出資産が含まれており、銀行の当該資産に係る利息受取分は、FISIM の産出と利子（財産所得）の受取に分けて計上されている）。

フィナンシャル・リースと扱われれば、政府が経済的所有権を有することになるリース対象資産から生じる固定資本減耗の増加を通じて政府最終消費支出が増加する一方、政府の中間投入（賃貸サービス料支払）の減少を通じて政府最終消費支出が減少するなどの経路で一国の GDP に影響がありうる。

⁵ 現行 JSNA の表章項目としては、「金融仲介機関」のうち「ファイナンス会社」が保有する「消費者信用に含まれない割賦債権・債務」に含まれる。

⁶ 我が国では、平成 20 年度より「リース取引に関する会計基準」が変更され、フィナンシャル・リースは原則として借手企業の財務諸表において売買処理（リース対象資産を固定資産として計上）されることとなった。こうした変更は、資金循環統計にも反映されている。

- カナダ（調査中）
ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区別は原則として行っていない模様。リース対象資産は原則として貸手側に計上されている（ただし、家計向けの自動車賃貸に係るファイナンス・リースについては、自動車の家計最終消費支出として扱っている）⁷。
- 米国（調査中）
ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区別を行っている模様（商業銀行には貸出とともにリース資産が計上され、ここから **FISIM** が計測されている）。
- 英国
ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区別を行っている（なお、ファイナンス・リース資産（金融資産）の大宗は金融機関が保有している）。

⁷ Lal, K (1998) “The 1997 Historical Revision of the Canadian System of National Accounts” より。